

広島市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市地域公共交通活性化協議会規約第9条第1項の規定に基づき設置する分科会の組織、運営その他必要な事項に関し、同条第2項の規定に基づき定めるものである。

(設置及び事業)

第2条 広島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に、別表第1の左欄に掲げる分科会を設置し、それぞれ同表中欄に掲げる事項について協議を行う。

(組織)

第3条 分科会は、分科会長及び委員をもって組織する。

(分科会長)

第4条 分科会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 3 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代理する。

(分科会の委員)

第5条 分科会の委員は、別表第2に掲げる団体又は機関等を代表するものとする。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

- 2 分科会の議決は、委員の全員の賛成をもって行うこととする。ただし、分科会の運営に係る議決で分科会長が認める場合は、この限りでない。
- 3 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

(書面審議)

第7条 分科会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果)

第8条 分科会長は、分科会において協議した結果について、協議会に報告するものとし、協議会は、報告を受けたものについてそれぞれ別表第1の右欄に定めるとおり取り扱うものとする。

- 2 分科会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重し

なければならない。

(事務局)

第9条 分科会の事務局は、協議会の事務局が行う。

(財務に関する事項)

第10条 分科会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、広島市地域公共交通活性化協議会財務規程による。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

別表第1（第2条及び第8条関係）

名 称	協議事項	協議会における 取扱い
運賃分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関する事 ・その他分科会長が必要と認める事項 	—
陸上交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、陸上交通における地域の特性や実情に応じた地域に最適な交通手段の提供に関する事 ・その他分科会長が必要と認める事項 	・協議会において 審議する。
バス事業分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの観点からのサービス水準の設定に関する事 ・共同運行計画・路線再編計画の審査に関する事 ・運行状況・共創の取組の評価に関する事 ・その他分科会長が必要と認める事項 	—

別表第2（第5条関係）

名 称	区 分	団体又は機関等
運賃分科会	市町村	広島市
	運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送 事業者	運賃等を定めようとする交通事業者
	地方運輸局長	（同左）
	関係住民の意見を 代表する者	地域福祉関係団体等 関係住民の代表者等
陸上交通分科会	地方自治体	広島市
		広島県
	地方運輸局	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
	交通事業者又は 交通施設管理者等	地域交通確保維持改善事業を実施する 交通事業者又は交通施設管理者
		公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会
その他運営上必要と 認められる者	関係する市町等	
バス事業分科会	学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
	地域公共交通の利用者	地域福祉関係団体等
	公共交通事業者等	バス事業者代表
	地方公共団体	広島市
	その他の地方公共団体が 必要と認める者	国土交通省中国運輸局交通政策部